

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年八月一日総理府令第四十号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後

現行

特別交付金認定通知書			
記号及び番号	引 第 号	国債の記号	号
引揚者の氏名	金額	備	考
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
受給者	氏 名	年 月 日	
	生 年 月 日		
	居 住 地		

上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定により認定しましたから通知します。  
 平成 年 月 日

都道府県知事

注意  
 1 国債を受領するときは、この通知書を提示して下さい。  
 2 この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、行政不服審査法第19条第2項に定める事項を記載した書面で、総務大臣に対し審査請求をすることができます。なお、この審査請求は、認定をした都道府県知事を経由して行うことができます。

(日本工業規格B列5)

特別交付金認定通知書			
記号及び番号	引 第 号	国債の記号	号
引揚者の氏名	金額	備	考
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
受給者	氏 名	年 月 日	
	生 年 月 日		
	居 住 地		

上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定により認定しましたから通知します。  
 平成 年 月 日

都道府県知事

注意  
 1 国債を受領するときは、この通知書を提示して下さい。  
 2 この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、行政不服審査法第15条第1項に定める事項を記載した書面で、総務大臣に対し不服申立てをすることができます。なお、この不服申立ては、認定をした都道府県知事を経由して行うことができます。

(日本工業規格B列5)

様式第四号

特別交付金認定通知書				
記号及び番号	道 第 号	国債の記号	号	
			考	考
死亡者の氏名	金額	備	考	考
受給者		円		
氏 名 生 年 月 日 居 住 地	年 月 日			

上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定により認定  
しましたから通知します。  
平成 年 月 日

都道府県知事

注意

1 国債を受領するときは、この通知書を提示して下さい。

2 この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内  
に、行政不服審査法第19条第2項に定める事項を記載した書面で、総務大臣に対し  
審査請求をすることができます。なお、この審査請求は、認定をした都道府県知事  
を経由して行うことができます。

(日本工業規格B列5)

様式第四号

特別交付金認定通知書				
記号及び番号	道 第 号	国債の記号	号	
			考	考
死亡者の氏名	金額	備	考	考
受給者		円		
氏 名 生 年 月 日 居 住 地	年 月 日			

上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定により認定  
しましたから通知します。  
平成 年 月 日

都道府県知事

注意

1 国債を受領するときは、この通知書を提示して下さい。

2 この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内  
に、行政不服審査法第15条第1項に定める事項を記載した書面で、総務大臣に対し  
不服申立てをすることができます。なお、この不服申立ては、認定をした都道府県  
知事を経由して行うことができます。

(日本工業規格B列5)



様式第六号

特別交付金却下通知書		
記号及び番号	遺	(却)第 号
死亡者の氏名		
請求者	氏名	年月日
	生年月日	年月日
居住地		
却下の理由		

上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定による特別交付金の支給事由に該当しませんので、却下しましたから通知します。

平成 年 月 日

都道府県知事

注意  
この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、行政不服審査法第19条第2項に定める事項を記載した書面で、総務大臣に対し審査請求をすることができます。なお、この審査請求は、認定をした都道府県知事を解任してすることもできます。

(日本工業規格B列5)

様式第六号

特別交付金却下通知書		
記号及び番号	遺	(却)第 号
死亡者の氏名		
請求者	氏名	年月日
	生年月日	年月日
居住地		
却下の理由		

上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定による特別交付金の支給事由に該当しませんので、却下しましたから通知します。

平成 年 月 日

都道府県知事

注意  
この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、行政不服審査法第15条第1項に定める事項を記載した書面で、総務大臣に対し不服申立てをすることができます。なお、この不服申立ては、認定をした都道府県知事を解任してすることもできます。

(日本工業規格B列5)